

No.55 2010年5月1日 発行 大阪歯科技工士連絡会 592-8334 堺市浜寺石津町中 2-5-28  
TEL/FAX 072-243-6398

# 海外技工問題のテレビ報道とその後

海外技工物の安全性についての報道がありました。

これは全国の「海外技工物問題に対する運動」のひとつの成果だと思います。

報道を受けて長妻厚労大臣の会見が2月9日にあり、その後3月31日付けて「補綴物の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示などについて」という厚労省課長の通知を出しました。

これは平成17年の通知に新たな事項を加えたもので、実質的には何も変わらず安全を担保するのは歯科医師の責任と言うまったく無責任なものです。

## 国会でも質問相次ぐ

また、このところ国会では、消費者庁に対して各党の議員が質問していますが、厚労省だけに物申すのではないところが新しい動きとして重要なと思います。

問題はペリリウムだけにとどまりません。作る場所も資格も問われない形で技工物が作られていることです。

国内では歯科医師、技工士でなければ出来ないことが、国外だと許されるという誰が聞いてもおかしいと思うことがまかり通っています。

その結果、日本人の口の中に有害なものが知らない間に入ってきて、長期間に渡って使用される可能性がありますが、誰もチェックできないし、防ぎようのない状態に

## 府下15自治体 意見書採択

置かれています。

大阪歯科技工士連絡会は、歯科医療の安全性や質の高い歯科の提供体制を保つため大阪府歯科保険医協会と共同し、昨年の9月から①厚労省課長通知の撤回 ②歯科技工物に対する診療報酬改善 ③国内で歯科医療を完結する体制の確立 ④当面の緊急対策として海外技工物を薬事法対象とする——の4項目を意見書として求めてきました。その結果大阪府下の15自治体で採択されました。長妻厚労大臣は、2月9日の閣議後の会見で「基準の策定に乗り出す」と発言しましたが、このような一通の通知で安全が保てると考えるのなら大問題であると思います。

国外であっても国内と同様に扱われるのは当然ですから政府には、このような通知によるものではなく、きっちりと法的根拠を持った、法整備を求めていかなければなりません。

### 意見書が採択された自治体（順不同）

大阪府、大阪市、吹田市、門真市、交野市、和泉市、摂津市、大阪狭山市、高石市、泉大津市、田尻町、大東市、四条畷市、島本町、忠岡町、以上15議会

# 投 稿

## 「歯科海外技工物にかかる意見書」の陳情活動に携わって！

大阪府 大城 源盛

日本の歯科技工業界の現状は、若い技工士の技工離れが著しく、20代技工士のうち75%以上は免許取得しているのにもかかわらず就業していない。その内、25才未満で約8割が歯科技工業に従事していない。理由は、長時間・低賃金労働にあることは明らかだ。それに加え、近年歯科技工士学校が定員割れ、そして相次ぐ募集停止、廃校が重なっている。そういう危機的状況にある。

社会全体でも、労働者派遣法による働く労働者の困窮の実態も照会されるが、技工業界の危機の根はそれよりもっと深い。

厚生労働省は、海外技工物の取扱について2005年9月課長通知（医政歯発第90801号）を出しました。内容は、海外技工物におけるすべての責任は歯科医師個人に委ねるもので、国としての責任は、輸入品の安全性のチェック体制も含め、まったく明確にしています。

日本の歯科技工は、厳しい施設基準や厳格な資格制度、薬事法による使用材料規制によって運営されています。海外では、日本のような技工所の施設基準も、資格制度もなく、使用材料についても日本の薬事法のような規制もありません。

こうした安全性が担保されていない技工物が、万が一患者自身の体内に人工臓器として装着されるとなると危険性は計り知れません。

課長通知が出て以来、中国を始めとする

安価な海外技工物が急増しております。その安価な技工物の流入は、日本の技工業界への壊滅的な打撃となり、やがて国内技工供給体制の崩壊へと繋がり、その結果、歯科医療の崩壊へと進みます。また政府による安上がりの医療費政策への口実ともなりかねません。

歯科技工は、国民へのより質の高い歯科医療提供のために必要不可欠なものあります。国内の技工供給体制は、国が責任をもって守る必要があります。

当連絡会は、30有余年の活動歴がありますが、昨年から大阪府をはじめ全自治体に「歯科海外技工物にかかる意見書採択」の陳情活動を大阪府歯科保険医協会と緊密に連携をもって活動に取り組んでいます。

現在、一府14市町（大阪府、大阪市、吹田市、摂津市等々・・・）で採択されています。確実なる成果と活動の前進があります。

この“意見書”的特徴は、国が責任を放棄した「2005年厚労省課長通知（医政歯発第90801号）の撤回を強く求めています。（他県各地で採択された意見書にはその撤回はありません。）採択された自治体の中には、上記「撤回」の文言がしっかりと書き込まれており、日本歯科新聞等においても報道されています。加えて、歯科技工士の身分確立の為の法制度改定を強く求めるのも含まれています。（摂津市等参照）陳情活動をはじめてまだまだ短期間ですが、確実なる成果と前進の収穫がありました。その証として、「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」と、厚労省医政局課長（医政歯発0331第1号）より各都道府県宛に、追加されるかたちで通知（3/31日付け）されました。

原告団をはじめ我々も含めて、それぞれが個々の立場で地道に活動し、訴えてきた（右ページに続く）

(続き)

ことによる大きな成果ではないだろうか。勿論、集大成としてのテレビ報道の影響はそれにも大いに大きかった。

その経験をふまえて、今後は共通の課題を有するあらゆる諸団体と連携を含め、医療崩壊の進む日本社会に対し、物申すことができればと考えています。

## 意見書は国政にもの申す ひとつの手法

名古屋市 安藤嘉明

平成 19 年に脇本征男氏を代表とする原告団が、「歯科技工物海外委託問題」で東京地裁に提訴して以来、歯科界ではそれまで無縁に近かった地方議会による意見書が本年 3 月末現在 50 本近くを数え、ここにきてクローズアップされてきた。この意見書は、国民が国政にもの申す手法の一つであるが、その成立過程及び内容等、意外と知られていない様なので概要を述べてみる。

意見書提出の根拠法は、地方自治法第 99 条の 2 「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会及び関係行政庁に提出することができる」にある。しかし、「意見書は地方公共団体の議会の意思を決定・表明するものであるが、地方公共団体の団体意思を決定・表明するものではない」ことをよく理解しておく必要がある。

通常、意見書は、陳情、請願、複数議員の発議を経て議会で審議され、政党会派、各グループの枠を越えて全員一致で採択される。

地方議会が意見書を採択するには、複数の議員が議案提出する必要がある。そのため、まずは一人の議員に働きかけて陳情の

趣旨をよく理解していただくように説明し、その陳情を採択して貰うことが重要な一歩になる。次に複数の議員を紹介して貰い、請願書採択に向けて骨折っていただき、さらに議案提出というステップをお願いしなければならない。

地方議員は党派の影響を受けた会派という仲間（派閥）に分かれて活動しているのが一般的で、無所属という議員も何らかの会派に名前を連ねて活動しているので、その間の調整を図る橋渡し役及び説得に汗をかいいていただける議員の働きがけが重要である。したがって、こちら側の誠意と努力を惜しまない姿勢がその成否を左右するため、時には、骨折っていただく議員とともに各会派をお願い行脚する事態もある。

こうした努力で難関を突破すれば、最大会派の協力を得て紹介議員による議案提出へと進み、審議の上、満場一致で採択される道筋が待ち受けている。いうまでもなく、この動きを支援していただけた団体の協力及び多くの賛同者の力を借りることが必須である。こうした医療問題は党派や主義主張を超えた連携プレーと国民重視の視点が重要な鍵を握ることになる。

国民の意思で選出した議員による地方議会で採択された意見書は、とりもなおさずその地方住民の総意を反映したものであり、国会及び国政にもの申す有効な手法である。

ちなみに、国政が後期高齢者医療制度の見直しをせざるを得なかった背景には国民やマスメディアの声とともに、大多数の自治体から出された意見書の力が大きかったといわれている。

### 「保険歯科医療を守り、発展させ る」大阪の会 結成総会

- 5月29日（土）3：00
- 難波御堂筋ホール

# 「海外技工にかかる意見書」大阪の経験から… 提出するだけで採択される場合も！

意見書を議会にお願いする方法としては、陳情書による場合と、請願書による場合があります。陳情書の場合は、関係書類の提出だけですみます。しかし、採択される可能性はきわめて低いと言わねばなりません。できれば2人以上の紹介議員を通して、請願書として出すべきです。この場合、採択される可能性は高まりますが、大変な努力が必要となります。

ところが、大阪では府下、30%の議会で意見書が採択されましたが、一議会をのぞいて陳情書によるものでした。議会事務局へ陳情書、意見書の雛型など関係書類と、参考資料を郵送しただけで採択されました。09年9月議会で7議会、テレビ報道後の10年2月議会で8議会という結果です。

かつて、このように意見書が採択される

事はありませんでした。これは、陳情内容が特定の団体の利益を願うようなものでなく、国民全体の安心、安全の歯科医療にかかわるものだからです。議会には各方面から、大変な数の陳情が寄せられます。その中でこの「海外技工」の問題が、多くの議員の目にとまつたものと思います。特にテレビ報道後、多くの人の知る所となり、大きな賛同が得られたからに外なりません。

今が「旬」です。議員の紹介もなにも必要ない「陳情書」の型で出すだけでも採択される可能性は充分あると思います。難しく考えずに気軽な気持ちで動き出してください。全国各地で動けば、すばらしい結果が生まれるかも知れません。必要なら、私達の使った資料、その他、提供します。

(連絡会事務局)

## 技工のヒント

### ポンティックのレジン充填について

皆さんは、ポンティックのレジン充填はどのようにされていますか？

最近は、「前装用の光重合硬質レジン」を使っている方が多いと思われます。本来、光重合レジンは、ポンティックのような窪みで、光の当たらないところへは向きな材料です。そこで、私は、深部へは即

時重合レジンを下地に使います。しかし、従来の筆先で液とパウダーを混ぜたものを盛る方法では、維持部などが邪魔になって、盛りにくい場合があります。そんな時、レジンパウダーだけを先に窪みに入れ、後から液だけを筆でしみ込ませるやり方は以外とうまくいきますよ。かさ上げされたポンティックに通常どおり、オペーク、ボディー、エナメルと盛り重ね。通常時間で完全に奥まで重合されます。お試しあれ！

(根津 雅才)